#### 北海道市町村合併推進構想(原案)についての意見募集結果

平成18年 7月31日

北海道市町村合併推進構想(原案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集 したところ、5人、12団体から、延べ134件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

#### 意見の概要

## 意見に対する道の考え方

#### 【全般】

北海道新聞社の市町村合併に関する世論調査(4月実施)では、「早く積極的に進めるべきだ」12%、「時間をかけて進めるべきだ」46%、「進めるべきではない」17%となっており、道民の約半数が慎重にも関わらず、合併新法期間内での組合せを含めての構想(案)は、道民意向を尊重していない。

団体(12団体)

合併推進構想は、地域の皆様に対して市町村合併に関する様々な情報を提供する役割を持っているため、道としては、市町村合併を検討される地域において、新たな合併協議に十分な時間をかけていただくことができるよう、できるだけ早期に構想を策定することとしたところです。

北海道新聞社が行った世論調査の結果については、「時間をかけて進めるべきだ」という意見を含めると、道民の 58%が市町村合併について議論を行う必要性を感じているものと受け止めております。

#### 【序章 北海道市町村合併推進構想とは】

「合併推進構想(案)」の性格は、 道から市町村や道民への情報提供であり、 議論の出発点としての活用をはかり、 市町村の自主的、主体的な検討結果は最大限尊重するとしているが、合併組合せは、2010 年 3 月までの合併新法の期間内に「実現を目指すべき市町村の姿」としていることは、道として市町村に対する自治権の介入である。

団体(12 団体)

本構想の策定に当たっては、合併新法の 5 年間に実現を目指すべき市町村の姿について様々な観点から検討を行い、その結果を踏まえて組合せをお示ししたところですが、市町村合併は、あくまでも市町村が住民の意向を踏まえて自主的に決定されるべきものであり、構想は、地域の皆様に対して市町村合併に関する様々な情報を提供する役割を持つものと考えています。

道としては、本構想を契機として、市町村や道 民の皆様が、それぞれの地域でどのような地域づ くりを目指すかというオープンな議論を積み重 ね、その中で、市町村合併についても選択肢の一 つとして、積極的に検討されることを期待してい ます。

## 【第 章 合併新法の成立と背景】

市町村名がなくなることを理由に合併に反対する人も多いと思う。故郷の名前にこだわる感情に配慮し、区制を採用するしかないのかなと思う。 ただし、区長なんかを置いたら合併の意味はない。

個人(室蘭市)

合併新法においては、住民自治の強化のための 仕組みとして、地域自治区や合併特例区といった 地域自治組織の制度が設けられています。これら の制度は、旧市町村の区域を単位として活用する ことが可能となっており、当該地域自治区又は合 併特例区の名称を住居表示に冠することにより、 旧市町村の名称を残すことが可能となっていま す。

また、このうち、合併特例区には区長を置くこととされていますが、地域自治区には区長を置かないことも可能であり、その扱いについては、それぞれの地域において、合併協議の中で決定していくことになります。

#### 意見に対する道の考え方

【第 章 市町村合併に関する基本的な事項】 近くに 3 万人未満の町村がない市を検討から 外しているが、人口の大きな市を更に大きくする のも良い事だと思う。

個人(室蘭市)

構想の策定に当たっては、市町村を取り巻く状況の変化、地方分権改革の進展などを踏まえ、主に小規模な市町村の充実・強化を図るという観点から、合併推進審議会などにおいて議論を重ねてきたところですが、指定都市、中核市、特例市といった、より充実した基礎自治体を目指す合併については、権限・財源・人材などの行政面での効果だけでなく、企業進出や重要プロジェクトの誘致、地域ブランドの構築など、産業経済面の波入機関の成案において、こうした考え方を明確に記載していくこととしました。

今後、地域において、このような大規模な合併に向けた検討が行われる場合には、道としても、その実現のために積極的な役割を果たしていきたいと考えています。

#### 【第 章 市町村合併に関する基本的な事項】

市町村合併には、必ず各市町村のエゴが出るため、トップダウンで実行するしかないと思う。行政の効率化を図り、サービスレベルは下げないし、市町村税をむしろ下げるので、合併をとにかく推進するというスタンスでいくべき。

個人(室蘭市)

市町村を取り巻く状況が厳しさを増す中、市町村が、今後とも、住民に必要な行政サービスを提供し続けていくためには、行政体制そのものの充実・強化を図り、足腰の強い基礎自治体を作り上げていくことが極めて重要であり、その手立てとして、市町村合併は最も有効な手段であると考えています。

このため、道としては、道内の各地域において 自主的な市町村合併の協議が進展するよう、様々 な情報を積極的に提供するほか、合併に向けた話 し合いのための環境づくり、あるいは市町村の要 望などに応じて助言を行うなど、道としての役割 を積極的に果たしていきたいと考えています。

# 【第一章 市町村合併に関する基本的な事項】

合併はイヤだというレベルではなく、市町村民 に、どこと合併するかを問うべき。

個人 (室蘭市)

市町村合併については、合併の是非について も、合併の組合せについても、様々な意見があり ます。

したがって、市町村や地域住民が、それぞれの 地域でどのような地域づくりを目指すかという議 論を積み重ねていく中で、最終的には、市町村が 住民の意向を踏まえて自主的に判断すべきものと 考えています。

このため、道としては、本構想を契機として、 道内の各地域において、地域の自治のあり方につ いて積極的な検討が行われるよう、透明性や客観 性を重視した手法に基づき、合併新法下で目指す べきと考える市町村の姿をお示しし、市町村や地 域住民が議論を行うための出発点となる情報を提 供したところです。

#### 【第 章 市町村合併に関する基本的な事項】

平成の大合併で広域な市町村ができ、地方分権とともに、役割の大きな市町村になっていき、都道府県内の支庁、支所は消えていく。今後、大合併があるとすれば、今度は市町村の規模が大きくなり過ぎるため、都道府県(道州)が解体され、道州の役割は国と都道府県に分担されるのではないか。

個人(岩見沢市)

#### 意見に対する道の考え方

道が考える道州制の下では、最も住民に身近な市町村が、総合的な行政サービスの中心的な役割を担うこととなり、道州は、市町村を補完する行政主体として、全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務などを行い、国は、外交や安全保障など、国家として本来果たすべきことなどにその役割を限定することが望ましいと考えています。

また、内閣総理大臣の諮問機関である第 28 次地方制度調査会が本年 2 月に総理に提出した「道州制のあり方に関する答申」や、全国知事会道州制特別委員会が本年 7 月に発表した「分権型社会における広域自治体のあり方」においても、同様の考え方が示されています。

#### 【第 章 市町村合併に関する基本的な事項】

富良野圏域や十勝管内では、具体的に「広域連携・広域連合」などの計画が策定され、後志町村会では「広域連合準備委員会」もスタートしているにもかかわらず、こうした地域の動きを勘案していない。

団体(12団体)

## 【第 章 市町村合併に関する基本的な事項】

市町村合併よりも共同運営の方がなじむ公共サービスもあるのではないか。そうした議論を喚起し、統合していく役割が道に期待されているのではないか。

個人(札幌市)

基礎自治体の充実・強化を図る手法には、広域連合を含めた広域連携の手法と、市町村合併の手法があり、それぞれ有効であると考えられます。

広域連携の取組と市町村合併の取組は、相反するものではなく、例えば、事務の効率化を図るために合併したところ同士が広域連携を行う場合や、合併を選択しなかった自治体が近隣の合併した市町村と広域連携を行う場合など、地域の実情に応じ様々なケースが生じるものと考えられます。

したがって、両者は二者択一の関係にあるものではなく、両方を並行して進めていくべきものです。 道としては、こうした広域行政と市町村合併についての考え方を、構想の中に記載しているところです。

#### 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

小さな町(3万人未満)を無くすというのは基本的に賛成だが、そのために、あまりにも面積が大きすぎるものがあり、同じ市と言われるのには違和感があるケースが多い。それは支庁の枠にこだわり過ぎるためであり、一度、支庁を無視して最適な合併を検討すべきと思う。

個人(室蘭市)

構想の組合せは、クラスター分析という統計的 手法を用いて導き出した市町村の結びつきの状況 に基づき作成したものであり、分析に当たって は、既存の支庁界に囚われずに、札幌市を除く道 内 179 市町村を一括して分析しています。

その結果、支庁界を跨ぐ組合せとしては、渡島 ・檜山支庁管内に跨る組合せが生じています。

## 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

最近合併した市町村を対象から外しているケースがあるが、それは止めて、全ての市町村を対象にすべき。

個人 (室蘭市)

旧法の下で合併した市町村については、各種制度の統合や住民の一体感を創り上げていくために一定の期間を要することなどに配慮し、できるだけ市町村の意向を踏まえて対応することとしています。

このような考え方は、国の基本指針において、 人口 1 万人未満の小規模市町村についても、旧 法の下で合併を行った経緯について考慮すること とされていることを踏まえたものとなっていま す。

## 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

主目的は行政の効率化であり、無理に 3 万人以下を無くすることにこだわらなくても、3 万人以上か面積  $2,000 \mathrm{km}^2$  (直径  $50 \mathrm{km}$ ) など、人口と面積のどちらかが基準値を満足するようにすべき。結果的に 1 万人未満の町でも仕方ないと思う。

個人(室蘭市)

#### 意見に対する道の考え方

構想の組合せは、全ての市町村が人口 3 万人以上の組合せに含まれることを原則として作成していますが、組合せの検討に当たっては、「合併による効果的なまちづくり」や「周辺地域の寂れを生じさせないための配慮」といった観点から、面積、人口密度、市町村間の距離といった本道の地理的特性を踏まえた検討を行い、時間距離おおむね 80 分以内という目安を併せて用いることとしたところです。

組合せ作成に当たっては、時間距離の基準を人口 3 万人という基準に優先して用いており、その結果、人口 3 万人に達しない組合せとなっているケースが、組合せ全体の 3 分の 1 程度あります。

#### 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

北広島市民の視線は札幌市に向いており、江別・北広島・新篠津・当別の組合せには違和感を感じる。札幌市が構想対象市町村から除外されていることを考慮すると、千歳市、恵庭市、北広島市の組合せが妥当。

個人(北広島市)

#### 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

人口 20 万人以上にするために江別市に北広島市を合併させるのであれば、北広島市ではなく石狩市を合併させ、北広島市は恵庭市・千歳市と合併させると、どちらも 20 万人を超える。

個人(北広島市)

構想の組合せは、全ての市町村が人口 3 万人以上の組合せに含まれることを原則として作成し、その上で、旧法下で合併した市町村などの意向を踏まえて決定しています。

その結果、石狩支庁管内においては、人口 3 万人未満である当別町と新篠津村を組合せに入れ る必要があること、旧法の下で合併した石狩市が 組合せに入ることを望まなかったこと、千歳市と 恵庭市は共に人口 3 万人以上であり、構想対象 市町村に入ることを望まなかったことから、「江 別市、北広島市、当別町、新篠津村」の組合せと なったところであります。

## 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

合併組合せは、164 市町村を対象に 43 自治体の組合せとしているが、旧合併特例法期間中に法定・任意協議会が解散・破談した組合せが 14 地域あり、当該地域の十分な検証を行っていない。また、当該地域の一部では、住民投票に基づき「自立・単独」を選択した自治体もあり、住民意向を無視している。

団体(12 団体)

構想の組合せは、住民生活や行政活動などに関する客観的なデータを用いて、クラスター分析という統計的手法により分析を行い、その結果に基づいて作成しています。

今後、地域の自主的な検討の結果、道が示した 組合せと異なる組合せで合併協議を行う場合に は、その取組を尊重し、構想の組合せに追加する などの対応をしていくこととしておりますので、 旧法の下で合併協議が不調に終わった地域におい ても、道が示した組合せを活用していただき、新 たな視点で、自治体の充実強化について検討をし ていただきたいと考えています。

### 意見に対する道の考え方

#### 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

旧合併特例法に基づく合併自治体で、構想対象 市町村に含まれることを希望しなかったにも関わらず組合せに入れることや、11 自治体が合併す る意思がないのに組み合わせることなどは、自治 体の意向を完全に無視している。

団体(12 団体)

合併推進構想は、北海道の将来を見据えた基礎 自治体の体制整備を図る観点から、合併新法の期 間内に実現を目指すべき姿について、全ての市町 村に対して、情報提供を行う役割を担っていま す。

このため、構想の組合せを示す上では、道内の 全市町村を対象として組合せに関する意見を伺っ たところですが、一部の市町村の意見だけを踏ま えて組合せを作成することはできないため、客観 的なデータに基づく組合せをお示ししたところで す。

また、市町村から頂いた意見については、今後、市町村や地域住民が自主的、主体的に合併の 検討を行う上で重要な情報であることから、構想 の組合せ編において記載しています。

#### 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

旭川市周辺 9 市町の組合せは、鳥取県に次ぐ全国一の自治体面積(3,471km²)となるが、これが自治体の規模として現実的に想定できることなのか。また、最初から「飛び地合併」を是認することは、根本的に「基礎自治体のあり方」をどう考えているのか。

団体(12団体)

本道の市町村は、面積、人口密度、市街地間の 距離などに関し、他府県にはない特徴を有してい ることから、構想の組合せにおいては一定の配慮 を行うことが適当と考え、「合併後の効果的なま ちづくり」や「周辺地域の寂れを生じないための 配慮」といった観点から検討を行ってきました。 その結果、最大役場間時間距離概ね 80 分以内と いう目安が導かれ、合併推進審議会においても了 承されたところです。

道としては、構想で示した組合せは、地域における新たな議論の出発点として活用されることを期待しているものであり、構想で示した組合せのうちの一部の市町村同士など、道の組合せと異なる組合せで合併協議が行われる場合については、構想にその組合せを追加して支援するなど、地域の判断を尊重した対応を図っていきたいと考えています。

また、お示しした組合せでは、胆振支庁管内に 飛び地の組合せが生じているところですが、合併 推進構想の組合せは、旧法下で合併した市町村の 意向を踏まえて作成したものであり、その結果、 このような組合せとなったところであります。

## 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

北海道町村会では独自に、「合併組合せ(クラスター分析等)」に対する各町村の意向調査を行った結果、5割の町村において道の組合せと異なる意見を申し出ているが、そのことが「合併推進構想(案)」には反映されていない。

団体(12 団体)

#### 意見に対する道の考え方

意向調査において道の組合せと異なる組合せの 意向を示した市町村については、関係する全ての 市町村で組合せに関する意向が一致している場合 には、その意向を尊重し、構想の組合せに位置付 けることとしていましたが、結果的に、関係する 全ての市町村の意向が一致している地域はありま せんでした。

今後、構想の組合せのうちの一部の市町村同士など、道が示した組合せと異なる組合せで合併協議が行われる場合には、市町村の意向を尊重して、その組合せを構想に追加することとしています。

また、市町村から頂いた意見には、具体的な市町村合併に関する意向を含めた様々な意見があり、これらの意見は、今後、市町村や地域住民が自主的、主体的に合併の検討を行う上で重要な情報であることから、構想の組合せ編において記載することとしています。

#### 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

本来あるべき基礎自治体の考え方を示し、「支 庁制度」の将来構想と一体化した議論となるべき と考えるが、構想(案)が示す合併組合せは、現 行支庁域内の組合せとなっており、不自然であ り、支庁の廃止・統合を目指すものである。

団体(12 団体)

構想の策定に当たっては、本道の市町村の望ましい規模について、住民生活の視点に立ち、医療、福祉、教育など、さまざまな観点から検討を行ったところであり、その結果、住民に適切な行政サービスを提供し続けることができる規模として、概ね人口 3 万人程度という目安が導かれたところです。

構想の組合せは、こうした考え方を踏まえ、現行の支庁の枠組などに囚われずに、札幌市を除く179市町村を対象として、住民生活や行政活動などに関する客観的なデータを用いて透明性のある手法により分析を行い、その結果に基づき作成したものです。

結果として、現行の支庁を跨ぐ組合せとしては、渡島、檜山両支庁に跨る組合せが生じています。

#### 【第 章 構想対象市町村の組合せ】

北広島市は札幌市への編入という選択肢を用意しても良かったのではないか。

個人(北広島市)

道内最大の都市である札幌市は、1 府県にも匹敵する人口規模を有し、また、政令指定都市として、現行法下で最大限の権限を既に有しています。したがって、地方分権時代にふさわしい基礎自治体の体制強化という合併新法の立法趣旨から判断すると、札幌市は「合併を推進する必要があると認められる市町村」には含まれないものと考えられるため、組合せの検討対象から除外しています。

しかしながら、今後、市町村や住民の意向により、道が示した組合せと異なる組合せで合併協議が行われる場合には、地域の判断を尊重しながら対応していく考えであり、両市の合併協議の動きが具体化し、法定協議会が設立される場合には、北広島市と札幌市の組合せを構想に追加し、推進を図ることとしています。

#### 意見に対する道の考え方

【第 章 市町村合併を推進するために必要な措置】 基礎自治体の充実・強化の手法には、「広域連合を含めた広域行政の手法と、市町村合併の手法がある」として、「両者は二者択一の関係にあるものではなく、両方を並行して進めていくべき」としているが、合併については、「新市町村合併支援プラン」を策定して合併推進をはかるとしている。しかし、「広域連合・広域連携」についての具体的な支援策が示されていない。

団体(12団体)

広域連合、一部事務組合などの広域行政は、市町村の事務の一部を広域的に共同処理し、自治体間の事務補完と効率化を図る目的で、これまでも、また今後も活用されていくものであり、共同処理している事務の範囲内において、行政の充実・強化を図るための有効な手法と考えられます。

道としては、これまでも、広域連合などの施設整備や広報活動などに対して財政的支援を行うとともに、支庁への専任職員の配置などの人的な支援を行ってきているところであり、今後とも、地域の実情に応じて、必要な支援を行っていきたいと考えています。

【第 章 市町村合併を推進するために必要な措置】 合併協議会設置の勧告については、「市町村の 意見を聴いた上で、必要に応じて適切に対応す る」としているが、そもそも構想は自治権の介入 であり、合併協議会設置勧告を行うことは、より 一層の市町村自治への強権的介入である。

団体(12 団体)

市町村合併は、あくまでも市町村が住民の意向を踏まえて自主的に判断すべきものであります。

したがって、合併協議会設置の勧告について は、自主的な市町村合併の推進という法の趣旨に 基づき、地域住民の合併機運の盛り上がりを踏ま え、市町村の意見を聴いた上で、必要に応じて、 適切に対応していく考えです。

【第 章 市町村合併を推進するために必要な措置】 一週間、あるいは一年の中で最適な合併施行日 があると考える。道内外の先行事例を参考に、情 報提供を行ってはどうか。

個人(札幌市)

【第 章 市町村合併を推進するために必要な措置】 合併時期を調整することにより各種調達や業者 手配の効率が良くなる。また、複数の市町村合併 のコーディネートによりコスト削減が可能と考え る。こういったコーディネートは道しかできず、 多くの市町村の調整に当たることが道に求められ ている。

個人(札幌市)

道としては、地域での合併協議が円滑に進められるよう、情報提供をはじめとして必要な役割を 積極的に果たしていく考えであり、ご提案のあっ た件についても、地域からの要望や必要性に応 じ、適切な助言などに努めていきたいと考えてい ます。

#### 問い合わせ先

企画振興部地域主権局(市町村合併グループ) 電話 011-231-411(代表) 内線 23-325, 23-326

011-204-5156(直通)